

ゆめるんのイラスト・ロゴ

# 利用の手引き



★ 子育てにやさしいまち



## \* \* 誕生秘話 \* \*

子育て支援事業を積極的に展開していくため、自然と文化にはぐくまれた笑顔あふれる子どもたちのまちのPRのため公募して誕生！！ デザインは小学生のお母さん。愛称は、5歳女児の命名であり、まさに子育て応援シンボルとしてかわいがられる由縁です。



## 第1章 申請手続きについて

### 1、申請書(様式第1号)提出 (印鑑が必要です。)

提出先: 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1  
南あわじ市 福祉部 子育て支援課

### 2、利用する商品等の見本

※見本が添付できない場合は、写真・図案等確認できるものがが必要です。

### 3、企業・団体等の概要書 (パンフレット等)

※個人の場合は、プロフィールや活動内容が分かるものを貼付してください。

ただし……

※食品に使用する場合は、下記の追加書類の提出を求めます。

- 製造・販売に係る保健所の営業許可証(写)
- 製造・販売する店舗一覧(様式自由)

## ◆ 申請～使用承認まで

※ 余裕を持って早めに申請書は提出してください。



※ 内容に変更がある場合、様式3号様式(添付)提出により上記同様の  
手続きとします。

◆ 使用承認を受けた物件には、下記の表記を必ず付けてください！



+

「南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター」

「© : 南あわじ市2007」

# 【記入例】

様式第1号（第3条関係）

## キャラクター等使用承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

南あわじ市長 様

(申請者)

住所〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町×〇〇一△

氏名 〇〇株式会社

(団体等の場合は代表者名)

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」・「ゆめるんロゴ」を使用したいので次のとおり申請します。

1 使用対象物件	ハンドタオル
2 使用目的及び方法	市のPR
3 使用期間	平成〇〇年 〇月〇〇日～平成〇〇年 3月31日
4 使用数量・販売場所・販売先等	2000枚 市内観光施設 兵庫県内 道の駅
5 完成品の有償・無償の別	有償(売価 400円(税込))・無償
6 連絡先	担当者名: 〇〇 〇〇 電話番号: △△△-〇〇-□□□□ FAX: △△△-〇〇-□□□□ E-MAIL: ****@*.jp
7 添付書類(企画書:レイアウト、スケッチ、原稿等)	商品見本

添付書類 (1) 使用する物件(商品等)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

(2) 企業、団体等の概要書(パンフレット等) 個人の場合はプロフィール

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」及び「ゆめるんロゴ」取扱要綱第7条に掲げる事項を遵守します。

氏名 〇〇 〇〇 ㊟

(団体の場合は代表者名)



## 第2章 デザインについて

### 1、ゆめるんのプロフィール

- 平成19年南あわじ市で誕生！ 性別不詳！
- 南あわじ市子育て応援シンボルキャラクターです！  
“子育てにやさしいまち”をPRする  
南あわじ市に住みたい、暮らし大使！
- 海に囲まれた淡路島のように青いおくるみに包まれた赤ちゃんです。前髪は、太陽と鳴門のうずしおをイメージしています。
- 子育て中のパパ・ママを応援し、こどもの笑顔を増やします！

趣味：うた、ダンス 性格：素直、明るい

好きな食べ物：ミルク、みかん

得意なこと：子どもを喜ばせること

### 2、印刷の色は、原則指定(取扱要綱参考数値)カラーまたは単色で！ 変形させることはできません。



4色分解参考値

ブルー	Cyan95%
イエロー	Magenta10%、Yellow100%
ベージュ	Magenta10%、Yellow20%
ピンク	Magenta45%、Yellow30%
ブラック	Black100%



4色分解参考値

グレー	Black20%
ブラック	Black100%

ゆめるん

4色分解参考値

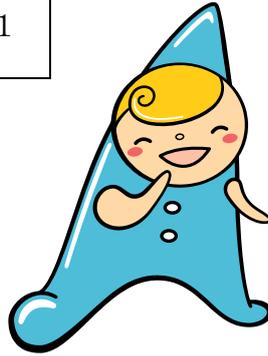
ピンク	Magenta50%、Yellow 5%
ブラック	Black100%

【基本デザイン】



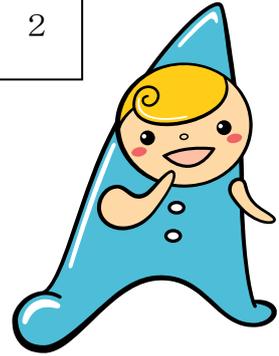
【展開デザイン】

1



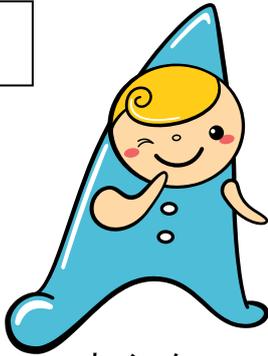
笑顔 1

2



笑顔 2

3



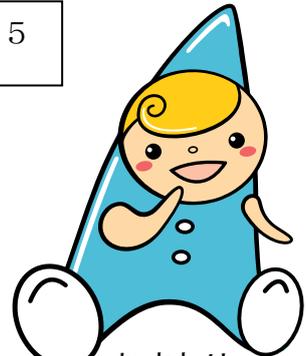
ウインク

4



めそめそ顔

5



おすわり

6



ダンス 1

7



ダンス 2

8



うたう

9



おやつ

10



声かけ

11



びっくり

## ◆ 利用にあたっての留意事項

### 申請にあたって…

- 1) 「ゆめるん」に関する著作権・使用権は、南あわじ市に帰属します。そのため、「ゆめるん」の図形を使用する場合は、必ず事前に申請を行い、南あわじ市の承認を受けてください。
- 2) 使用は、承認された内容により使用してください。承認を受けた内容については、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
- 3) キャラクター等の定められた形状及び配色を正しく使用してください。
- 4) 使用する物件の完成見本を申請時に南あわじ市へ提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等を提出してください。
- 5) 使用にあたっては、南あわじ市は、損害賠償や損失補償、その他の責任を一切負いません。関係法令を遵守し、使用にかかる事故のないよう細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。



### 次の場合、使用許可はできません！

- 1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
- 2) 市の事業の推進を妨げるおそれがあるとき。
- 3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- 4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- 5) 自己商標、意匠等として独占的に使用するおそれがあるとき。
- 6) その他市長がキャラクター等の使用について不相当と認めるとき。

注意してね！



### 使用届出をもって申請に代えることができる場合！

- 1) 国または地方公共団体が使用する場合
- 2) 市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- 3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- 4) その他市長が適当と認める場合





## 第3章 手続き Q & A

**Q1** 商品に「ゆめるん」キャラクターやロゴを使用したいのですが、使用料は発生するのでしょうか？

**A1** 使用料は無料です。

**Q2** 申請書の提出は、メールでもいいのでしょうか？

**A2** 事前相談時の提出は、メール、FAX で構いませんが、正式な申請書は、改めて郵送または持参により提出してください。

**Q3** 販売店内掲示の広告についても申請が必要ですか？

**A3** 商品の利用申請時にいっしょに申請してください。申請後、作成になると変更申請が必要になる場合があります。

**Q4** 承認を受けた利用期間に制限ありますか？

**A4** 使用を承認する期間は承認をした日から2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とします。

**Q5** 使用期間満了後も使用したい場合？

**A5** 再度同様の申請手続きを行ってください。





## 第4章 その他

### \* 情報の公開 \*

キャラクター等の利用状況等において、広く利用促進を図る観点から、市において情報を公開することができることとしています。

### \* 南あわじ市ホームページ等での紹介

下記の媒体で、ゆめるんグッズとして紹介をさせていただきます。

①南あわじ市ホームページ

URL: <http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp>

②ゆめるんネット『ゆめるんの部屋』

URL: <http://www.yumerun-net.jp/>

③ゆめるん Facebook

この利用の手引きは、南あわじ子育て応援シンボルキャラクター『ゆめるん』が広く皆様に愛され、活用され、子育てにやさしいまちとして南あわじ市の活性化につながるよう利用の基準を例示しています。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### \* 商標の管理担当

南あわじ市 福祉部 子育て支援課

〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話 0799-43-5219

FAX 0799-43-5319

様式第1号（第3条関係）

キャラクター等使用承認申請書

平成 年 月 日

南あわじ市長 様

(申請者)

住所〒

氏名

㊞

(団体等の場合は代表者名)

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」・「ゆめるんロゴ」を使用したいので次のとおり申請します。

1 使用対象物件	
2 使用目的及び方法	
3 使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
4 使用数量・販売場所・販売先等	
5 完成品の有償・無償の別	有償（売価 円（税込））・ 無償
6 連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
7 添付書類(企画書：レイアウト、スケッチ、原稿等)	

- 添付書類 (1) 使用する物件（商品等）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）  
(2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）個人の場合はプロフィール

南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター「ゆめるん」及び「ゆめるんロゴ」取扱要綱第7条に掲げる事項を遵守します。

氏名

㊞

(団体の場合は代表者名)